

返戻金に関する事項

当社が雇用主に紹介した採用者が、次の期間内に退職した場合は、支払われた紹介料金の一部を下記の割合で返金するものとする。

紹介料金の返金は、採用者の退職日から1か月以内に雇用主が職業紹介事業者に対し書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を雇用主及び職業紹介事業者が確認できた場合に限る。

返戻金額	
(1) 入職後1か月未満で退職した場合	75%
(2) 入職後1か月以上3か月未満で退職した場合	50%
(3) 入職後3か月以上6か月未満で退職した場合	25%
※前項における計算期間について、入職後の暦日を問わず、賃金締切日ごとに1か月とする。	

尚、以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

- ・雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了した場合
- ・採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合
- ・その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合
- ・短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合

株式会社フィナンテック

東京都中央区日本橋茅場町13番1号

許可番号 13-ユ-316979